

木更津市ごみステーション設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全と、安全かつ効率的なごみの収集作業を行うため、ごみステーションの設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号に規定する家庭系廃棄物をいう。

(2) ごみステーション 条例第14条の2第2項に規定する収集場所であって、次に掲げるものとする。

ア 専用ステーション 木更津市開発事業指導要綱（令和7年木更津市告示第35号。以下「指導要綱」という。）別表に掲げる指導要綱 技術指針第3章第4節に規定する清掃施設又はその他の共同住宅専用入居者のために整備された収集場所をいう。

イ 一般ステーション 専用ステーション以外のごみステーションをいう。

(3) 自治会 自治会、区及び町内会という。

(4) 利用者 ごみステーションを利用する者をいう。

(5) 所有者 利用者が居住する共同住宅を所有する者をいう。

(6) 管理者 利用者が居住する共同住宅を管理する者をいう。

(7) 輪番制 利用者の同意に基づき、ごみステーションを定期的に移動することをいう。

(設置主体)

第3条 ごみステーションは、町内会等若しくは利用者又は所有者若しくは管理者が設置するものとする。

(ごみステーションの設置等の基準)

第4条 一般ステーションの基準は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 1か所につきおおむね10世帯以上が利用すること。ただし、遠隔地住宅等で歩いてごみ出しができない世帯については、その都度、協議するものとする。また、既存住宅地等においては、使用する地域の住民が協議し、居住している範囲内で場所を選定するものとする。

- (2) ごみ出し及びごみの収集作業並びに歩行者等の通行の安全に支障がないものであること。
- (3) ごみの収集又は運搬の用に供する車両（以下「ごみ収集車両」という。）が容易に停車することができ、車両の相互の通行が可能な幅員を有する道路に面していること。
- (4) ごみ収集車両が前進して侵入可能な道路であって、通り抜け又は転回可能な道路に面していること。
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所でないこと。
- (6) 見通しの悪い曲折がある道路に面していないこと。
- (7) 前面に電柱、植栽、ガードレールその他ごみの収集作業に障害となるものがないこと。
- (8) 利用者以外の者に迷惑を及ぼす場所でないこと。
- (9) ごみステーションの設置に関し、ごみステーションに隣接する住民その他関係者と事前に協議し、同意を得ていること。
- (10) 私有地をごみステーションとして使用する場合は、当該土地所有者の了承を得たものであること。
- (11) 近隣の住民の生活環境に及ぼす影響に配慮して利用者、所有者又は管理者が適正に管理できるものであること。
- (12) その他市長が必要と認める基準に該当すること。

2 専用ステーションの設置基準は、前項に定めるもののほか、指導要綱第3条に規定する開発事業に係る住宅の収集場所については、指導要綱別表に掲げる指導要綱 技術指針第3章第4節清掃施設に基づき設置するものとする。

（ごみステーションの設置、移動又は廃止の届出）

第5条 ごみステーションを設置し、移動し、又は廃止しようとする場合は、一般ステーションは、利用者相互の協議に基づき、町内会等の長又は利用者が、また、専用ステーションは、所有者又は管理者が、当該設置、移動又は廃止の日の10日前までに、ごみステーション設置等届出書（別記様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) ごみステーションの所在図
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 輪番制に伴う一般ステーションの設置位置の移動については、原則1年以上とする。

(届出書の内容の確認)

第6条 市長は、前条の設置又は移動位置に疑義があるときは、事前に確認を行うものとする。

この場合、必要に応じて届出書の提出者（以下「届出者」という。）に対し立会いを求めることができる。

(ごみステーションの指定又は廃止)

第7条 市長は、届出書の内容が適正なものと認められるときは、ごみステーションとして指定又は廃止をし、届出者に対してその旨を連絡しなければならない。

(利用者への周知)

第8条 届出者は、前条の規定による連絡を受けたときは、速やかに、全ての利用者及び所有者又は管理者に対し周知しなければならない。

(維持管理)

第9条 ごみステーションの維持管理は、当該ごみステーションの利用者、所有者又は管理者が行うものとする。

2 利用者、所有者又は管理者は、当該ごみステーションの維持管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市が定める分別及び排出のルールを守ること。

(2) 掃除当番を定める等の方法によりごみステーション及びその周辺を常に清潔に保ち、生活環境を損なわない対策を講じること。

(3) ごみの飛散及び流出又は悪臭の発生等の防止に努めること。

(4) ごみの収集に従事する者の安全確保に十分配慮するものとし、安全確保ができない場合は、改善の措置を講じること。

3 集合住宅の所有者又は管理者は、当該住宅の居住者に前項各号に掲げる事項を遵守するよう要請するとともに、これらを遵守しない利用者に対して、遵守するよう指導しなければならない。

4 ごみステーションの利用者は、自ら維持管理するごみステーション以外にごみを排出してはならない。

5 利用者、所有者及び管理者は、当該ごみステーションの利用又は維持管理に関する苦情及び紛争が生じた場合には、共同してその解決に努めなければならない。

6 市長は、ごみステーションの維持管理について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(調査)

- 第10条 市長は、適正な利用及び維持管理が行われていないごみステーションを発見したときは、必要に応じ、調査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の調査を行うときは、ごみステーションの現状又は管理の状況を明らかにするため、利用者、所有者及び管理者に対し、報告及び立会いを求めることができる。
- 3 市長は、第1項の調査により、ごみステーションの適正な利用又は維持管理が行われていないと認めるときは、利用者、所有者及び管理者に対し、期限を定めて、その状況を改善するよう要請することができる。
- 4 利用者、所有者及び管理者は、前項の規定による要請を受けたときは、同項の期限までに適切な措置を講じ、市長に当該措置の内容及び結果を報告するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による報告その他の事情を踏まえ、ごみステーションの適正な利用又は維持管理が行われていないため、市民の良好な生活環境の確保並びにごみの収集作業の安全性及び効率性の確保に支障を及ぼすと認めるときは、指定したごみステーションを廃止する措置を講ずるものとする。
- 6 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに、当該措置の対象となったごみステーションの維持管理の責任を有する者に対し、その旨を通知するものとする。

(寄附等)

- 第11条 市は、ごみステーションの寄附又は贈与の申出を受けないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(雑則)

- 第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に設置するごみステーションについて適用する。

別記様式（第5条第1項）

ごみステーション設置等届出書

年 月 日

木更津市長 様

届出者（新届出場所の連絡者）

住 所

氏 名

電話番号

町内会等名〔 〕

ごみステーションについて、下記のとおり利用者等と協議が整いましたので、届出します。

記

届出事項	新設 ・ 移動 ・ 廃止	利用世帯数	世帯
新届出場所	木更津市 (宅)	輪番制の有無	有 ・ 無
旧届出場所	木更津市 (宅)		
・ 区画内の世帯増加に伴う共同使用の同意 ・ ごみステーションの維持管理（日常清掃、違反ごみ・不法投棄物の処理等）の同意		住所 氏名 電話番号	
設置等の理由			
土地所有者の了承（私有地にごみステーションを設置する場合）	住所 氏名 電話番号		
管理責任者（共同住宅の場合のみ記入）	住所 氏名 電話番号		
使用開始（廃止）希望日	年 月 日		

注1 届出書は、クリーンセンター内資源循環推進課までご持参ください。

（FAX、電子メールなどによる受付は行っていません。）

注2 届出場所の地図を添付してください。

注3 新設・移動の場合、使用開始予定日の10日前までに提出してください。

注4 連絡者を変更した場合は、速やかにクリーンセンター内資源循環推進課へ連絡してください。

注5 原則として、ごみステーションにごみ箱等（スチール製ボックス・ポリバケツ等）の設置は認めません。

また、カラス等の被害が予想される場合は、ネットを設置し対応してください。

収集時に、ごみ箱等が破損・汚損等した場合、市（委託業者を含む。）では責任を負いかねますのでご了承願います。

※市処理欄

現地調査	年 月 日	新設・移動・廃止の決定	可 ・ 不可
新設・移動・廃止の決定	年 月 日	使用開始（廃止）	年 月 日
届出者への連絡	年 月 日	委託事業者への連絡	年 月 日
ごみステーション台帳への登載	年 月 日		